

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12・5F

Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

October, 2010

なごみ便り

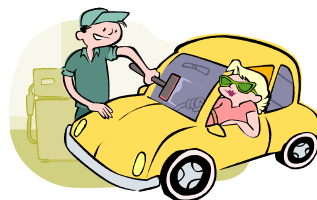
www.101dog.co.jp

二重課税の問題について

年金型生命保険の二重課税問題についてニュースなどで目にする機会があったと思います。そもそも二重課税とは？例をあげてご説明致します。

二重課税とは一般に一つの課税原因に対して租税が2回以上課されることをいいます。みなさまに身近なガソリン課税の場合を例にとってみると

ガソリン(消費税抜き小売価格 100 円/Lの場合)		
ガソリン税		53.8 円
石油石炭税		2.04 円
原油関税		0.17 円
中身価格		44 円
消費税 5 円	中身価格への消費税	2.2 円
	二重課税	2.8 円



(「ガソリン原価」+ガソリン税)×消費税となっており、この様に税金に税金が課されている状態を二重課税といいます。

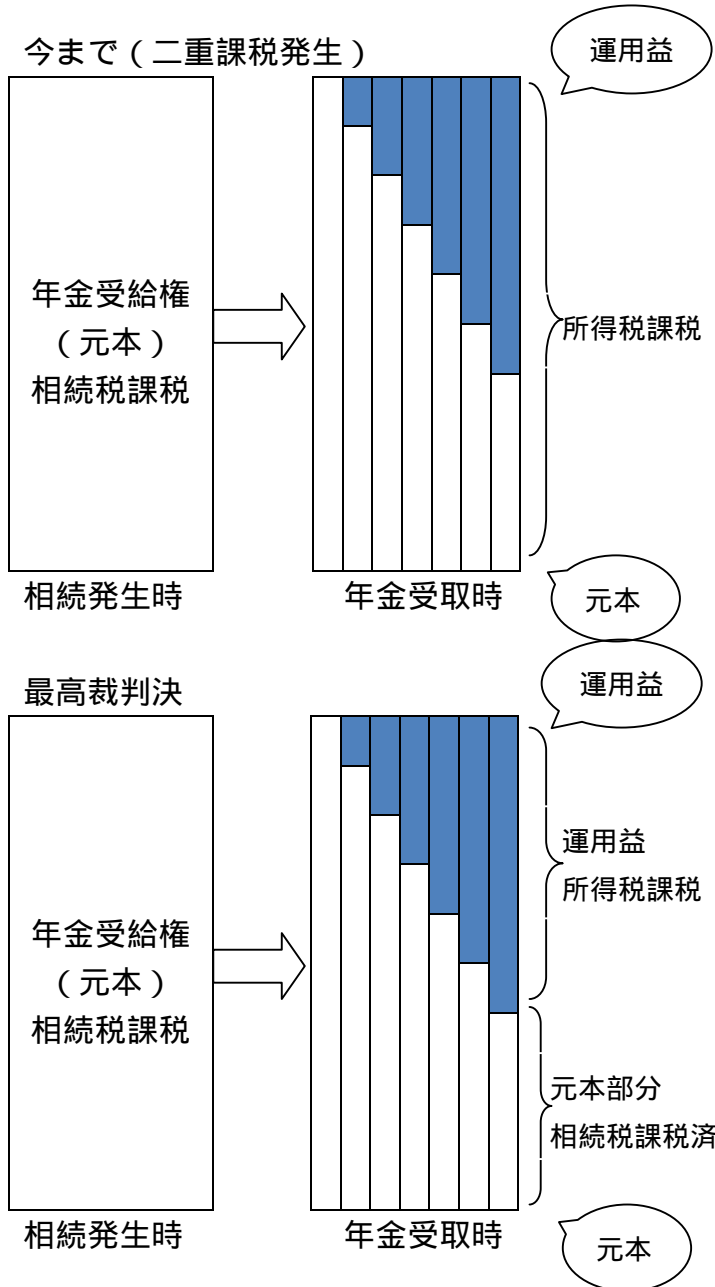
このような二重課税の状態を放置すると、場合によっては担税力を超過する税負担が生じることもあり、取引を行う者の利益が著しく損なわれるために経済発展の阻害要因となるため、さまざまな方法によりその排除が試みられています。

年金型生命保険の二重課税問題って何？

平成22年7月6日付最高裁判決において、遺族が年金形式で受け取る生命保険金に対する所得税の課税が取り消されました。

死亡保険金を年金で受け取る場合、年金を受ける権利(年金受給権)に相続税が課税され、その後に年金を毎年受け取るときも雑所得として所得税が課税されます。

この年金のうちに既に相続税が課税された部分に課税された所得税が「違法な二重課税」と判定されました。



この判決により、過去に納め過ぎとなっている所得税が還付されることとなります。この問題について平成22年7月7日に野田財務大臣から方針が発表され、それを受けて国税庁は、これまでの法令解釈を変更し、これにより所得税額が納め過ぎとなっている方の過去5年分の所得税については、更正の請求という手続きを経て減額更正され、それ以前の分についても対応していきたいと発表しました。還付方法などの概要は近日中に国税庁から発表される予定です。

契約者には国税庁から依頼を受けた生命保険各社から通知されますのでご安心ください。また、通知をもとに税務署で手続きをすることで二重に支払っている税金が還付されます。なお、受付は10月下旬から年末までとなる予定です。

詳細については、お近くの税務署、税理士等の専門家にご相談ください。

（文章担当：高松、谷村）

～戦略MG(マネジメント)研修のご案内～

参加者全員が社長に扮し、自分の会社の経営を進め、毎期末後に決算を行い財務諸表（B/S、P/L）を作成します。本格的な企業会計原則を取り入れており、楽しみながら管理会計が学べ、経営・計数・コスト感覚、リーダーシップ能力、意思決定能力を高める事ができます。余談ですが、SバンクのS社長はSバンクを立ち上げる前に博多でこのマネジメントを受講されています。ご興味のある方はぜひ「株式会社 和」までお問い合わせ下さい。